改正後	改正前
四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号（第五十八条第四項に係る部分を除く。）若しくは第三号に規定する罪	四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、第五十四条第一号又は第五十六条第一号（第十条に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪
［四十三～五十八　略］	［四十三～五十八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為等）	（暴力的不法行為等）
第一条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。	**第一条**　［同上］
［一～四十一　略］	［一～四十一　同上］
四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号（第五十八条第四項に係る部分を除く。）若しくは第三号に規定する罪	四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、第五十四条第一号又は第五十六条第一号（第十条に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪
［四十三～五十八　略］	［四十三～五十八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。
［一～四十一　略］	［一～四十一　同上］
四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号（第五十八条第四項に係る部分を除く。）若しくは第三号に規定する罪	四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、第五十四条第一号又は第五十六条第一号（第十条に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪
［四十三～五十八　略］	［四十三～五十八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第一条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	**第一条**　［同上］
［一～四十一　略］	［一～四十一　同上］
四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号（第五十八条第四項に係る部分を除く。）若しくは第三号に規定する罪	四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、第五十四条第一号又は第五十六条第一号（第十条に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪
［四十三～五十八　略］	［四十三～五十八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	